

流山市上下水道局概算数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市上下水道局(以下、「局」という。)が発注する配水管工事において、詳細設計業務の省略、積算業務の簡素化を図り、効率的かつ合理的な水道工事を実施するため、概算数量発注方式により発注する場合の取扱事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 概算数量発注方式

当初設計において、発注者が概算数量にて設計・積算を行い、発注図書を作成して発注し、契約後、受注者の現地調査及び設計成果に基づき設計変更を行う手法をいう。

(2) 概算数量

当初設計において、水道台帳の延長を基に作成した概略平面図、標準舗装構成による復旧断面図等を使用して算出した数量をいう。

(3) 工事計画図書

受注者が、契約後に行う測量及び試掘等の現地調査結果を基に作成する設計図や数量計算書等をいう。

(4) 承認図書

受注者から提出された工事計画図書のうち、発注者の承認を得たものをいう。

(対象工事)

第3条 概算数量発注方式は、次の条件に該当する入札案件となる工事の中で上下水道事業管理者が認めるものを対象とする。

- (1) 既存の老朽化した配水管を改良する工事であり、原則として口径φ150 mm以下のポリエチレン管を布設するものであること。
- (2) 概算数量の算出が困難な特殊条件(水管橋等)を含まないものであること。
- (3) 全額局負担により施工する工事であること。
- (4) その他、流山市上下水道事業管理者が認めるものであること。

(入札参加者への周知)

第4条 概算数量発注方式により発注する場合は、次に掲げる事項を工事件名および入札公告、特記仕様書に明示するものとする。

- (1) 概算数量発注方式によるものであること。
- (2) 概算数量に基づく設計であること。
- (3) 工事計画図書の作成を要するものであること。

(発注図書)

第5条 概算数量発注方式により発注する場合における発注図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 概算数量に基づき積算した工事概算設計書
- (2) 位置図、概略平面図、標準断面図及び舗装復旧図等の概略設計図
- (3) 配水管台帳図

(現場調査及び工事計画図書の作成)

第6条 受注者は、発注図書に基づき工事現場の測量や試掘等(以下、「測量等」という。)の現地調査を実施し、その結果を基に当該工事の工事計画図書を作成するものとする。

なお、工事計画図書の作成は準備工として計上するものとし、測量等に係る費用は計上の対象とはしないものとする。

(設計審査及び承認図書)

第7条 発注者は、受注者から提出された工事計画図書を審査し、審査に合格した工事計画図書を承認図書として定めるものとする。発注者は審査の結果を書面により受注者に通知する。

(施工)

第8条 受注者は、前条の承認図書に基づき工事を実施する。ただし、施工に伴い内容の変更が生じたときは、発注者と協議すること。

(設計変更)

第9条 承認図書に基づく設計変更については、次のとおりとする。

- (1) 設計変更は、承認図書に基づき行い、第7条の書面通知後すみやかに、変更契約を締結するものとする。
- (2) 前号の設計変更のほか、承認図書に基づかない特質事項、工事完成時の精算変更は、従来の発注工事同様に実施するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上これを定める。

(留意事項)

第11条 概算数量設計方式は当初設計時の数量を「概数」とすることで、積算業務

における事務量の低減を目的とした方式であり、施工に必要な起終点等の工事範囲や内訳を図面、設計書等に明示することは、従来の発注方式と変わるものではない。

附則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。